

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の現状

御前崎市の海岸は、東から駿河湾、遠州灘に区分され、それぞれ特徴のある海岸を有しており、海岸延長は25.8kmある。

駿河湾の海岸は、海底勾配が急であるが、遠州灘の海岸は、海底勾配もゆるく砂浜が発達している。天竜川からの土砂の減少や海岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化している。

市内の主要な河川には、二級河川の新野川、箆川、中西川があり、昭和37年の台風7号の被害以降、近年では大きな被害は発生していない。

(2) 地域の災害リスク

<地震>

現在、御前崎市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河トラフを震源域とする東海地震（レベル1 マグニチュード8クラス）がある。また、駿河トラフ・南海トラフで発生する地震として、東海地震や南海地震（レベル1 それぞれマグニチュード8クラス）がある。これらの地震が連動して、あるいは時間差をもって発生する可能性も考えられる。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許されない」という観点から、発生する頻度は極めて少ないが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（レベル2 マグニチュード9クラス）についても想定する必要がある。

南海トラフ巨大地震（レベル2）の御前崎市地域防災計画による被害想定における建物被害総数（冬場深夜）は、全壊及び焼失が約7,300棟で、建物被害率約34.8%、半壊が約5,500棟で、建物被害率約26.2%とされる。

<津波>

御前崎市地域防災計画によると、地震発生時の津波による市内の津波浸水域は、御前崎地区、白羽地区、高松地区、池新田地区、佐倉地区など広範囲にわたっている。

津波による津波浸水域のうち、住宅や事業所が立地する地域は、御前崎港、池新田市街地、佐倉の一部地域となっている。特に遠州灘に面している海岸部では、津波浸水想定10～20mである。

佐倉地区、池新田地区、高松地区は、国道150号以南の多くが農地や防風林であるため、住宅地域等への浸水は限られた地域となっている。

静岡県第4次地震被害想定では、新野川の「施設計画上の津波」は、河川を約1km以上遡上するとともに、「最大クラスの津波」では、河川堤防や海岸堤防を越水し、沿岸部で最大約200ha以上が浸水すると想定されている。

中西川では「施設計画上の津波」は河川を約0.4km以上遡上するとともに、「最大クラスの津波」では、河川堤防や海岸堤防を越水し、沿岸部で最大約70ha以上が浸水すると想定されている。

<浸水被害・洪水・土砂災害>

新野川流域では、昭和37年の台風7号により、新野川が氾濫し甚大なる被害が発生したが、河川改修が進み、上流部の一部を除いた区間が未改修で、概ね降雨確率1/50規模の雨水を流すことができるよう整備されている。

御前崎市の土砂災害(特別)警戒区域として、急傾斜の崩壊351箇所、地滑り危険箇所1箇所土石流16箇所、令和3年3月現在合計368箇所が存在しており、大雨や地震の被害が予想される。

<感染症等>

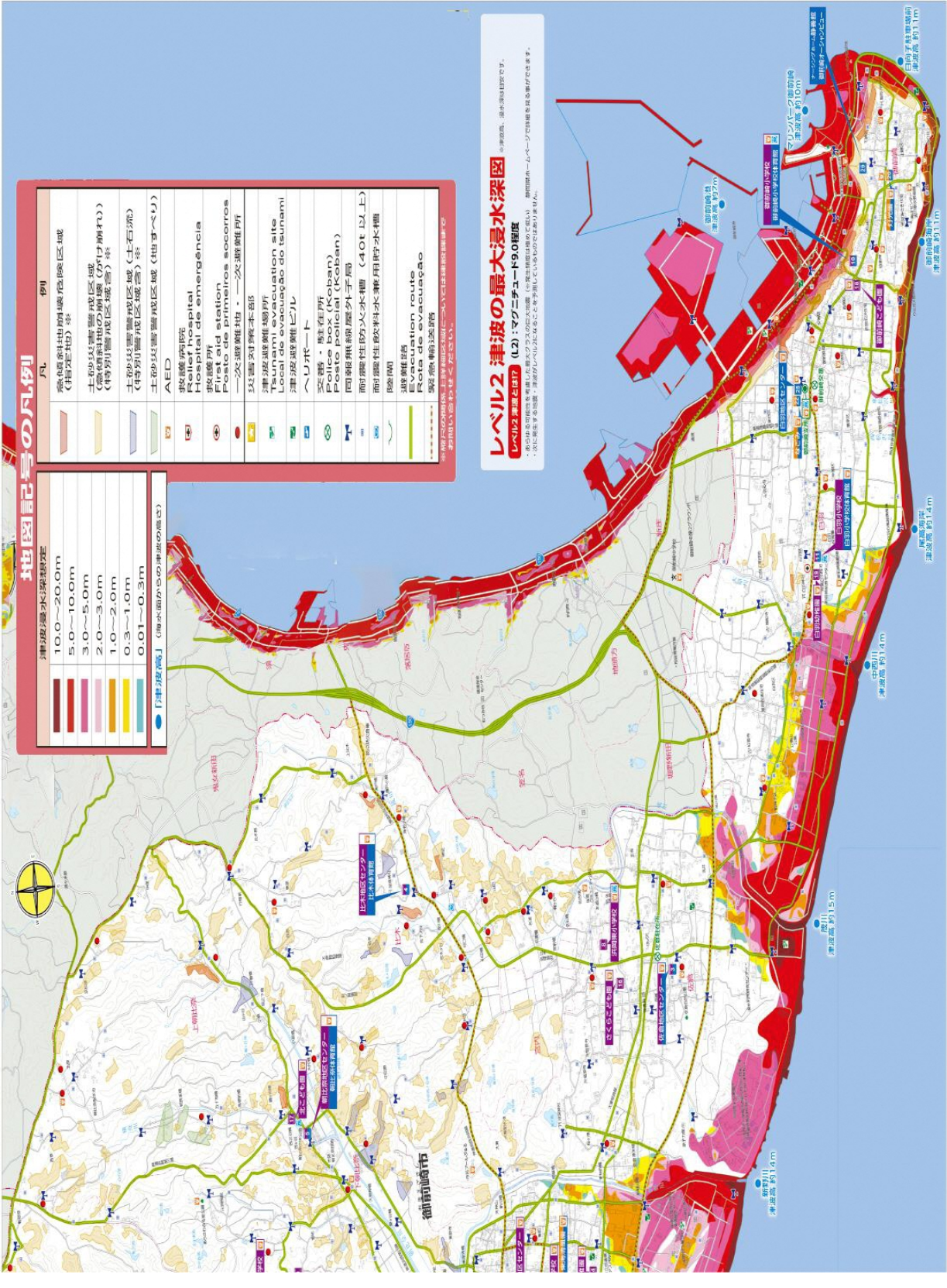
新型コロナウイルスなど新たな感染症に対し、御前崎市は国の基本方針に基づき対応方針を定めたなかで、市民の健康を維持するとともに生命を保護し、生活や経済活動に与える影響を最小限とするために対策を行っている。

<その他>

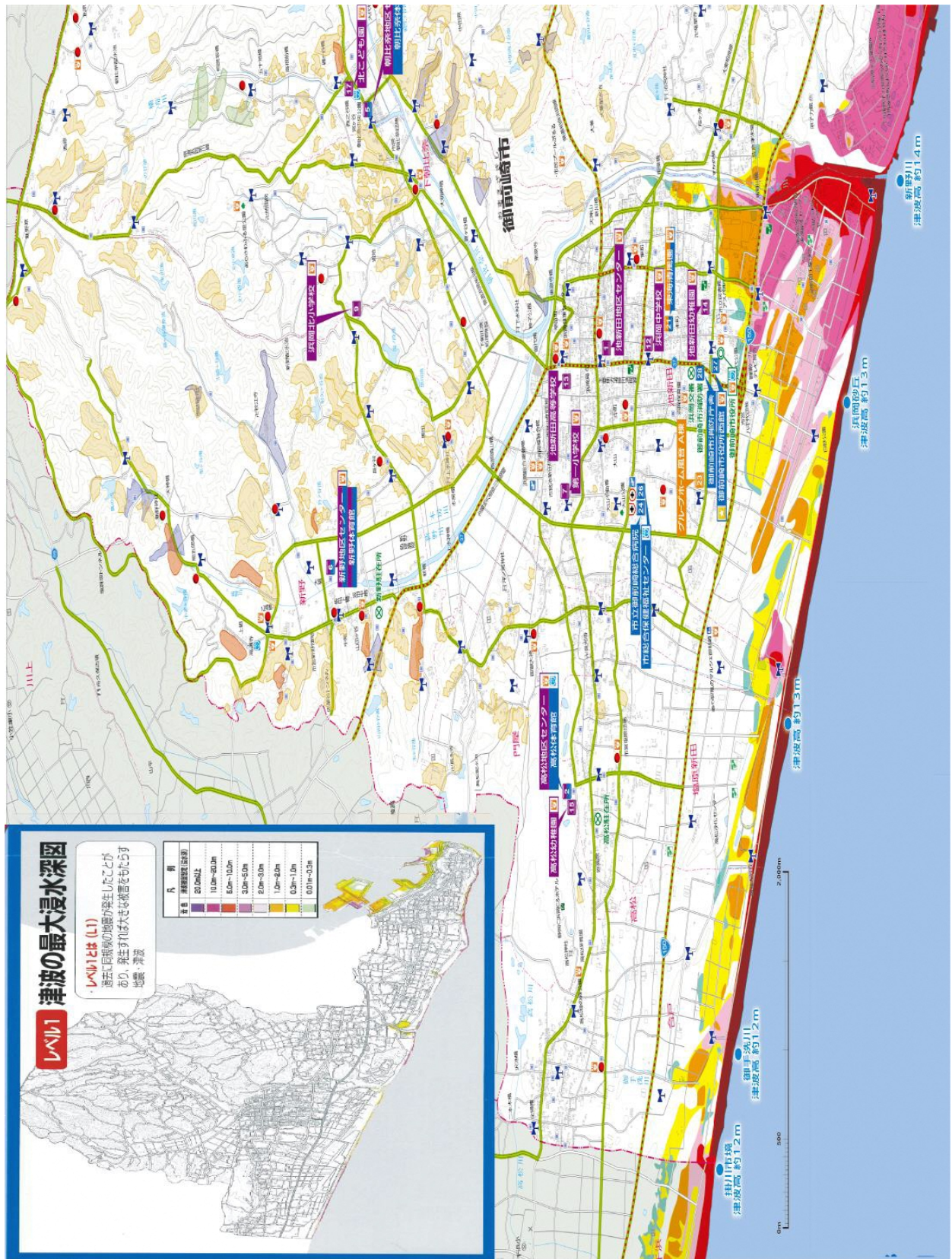
原子力災害が発生した場合、御前崎市からの避難先は浜松市と指定されており、避難経路としては、国道150号、主要地方道掛川浜岡線、主要地方道掛川大東線などを経て東名や新東名高速道路を使用することとなっている。

なお、地震被害等により浜松市も被災し、避難が困難な場合は長野県へ避難することとなっている。

御前崎市防災マップ（御前崎地区拡大図）



御前崎市防災マップ（浜岡地区拡大図）



(3) 商工業者の状況

2021年3月現在の管内地域の商工業者数は1,456事業所であり、そのうち1,249事業所が小規模事業者となっている。

	建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業	その他	合計
商工業者数	419	182	26	373	346	110	1,456
業種別割合	28.8%	12.5%	1.8%	25.6%	23.7%	7.6%	100%

(4) これまでの取組

1. 御前崎市の取組

- ① 御前崎市地域防災計画の策定、御前崎市防災会議による防災計画の推進
- ② 津波対策
避難計画の策定、津波避難ビル等の指定、海岸防潮堤の整備等
- ③ 防災資機材の備蓄
- ④ 原子力防災
広域避難計画の策定、放射線防護施設の整備等
- ⑤ 防災訓練の実施
総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練、原子力防災訓練等
- ⑥ 防災意識の啓発
御前崎市防災マップ・わが家の防災を活用した周知啓発等
- ⑦ その他
家具転倒防止器具等購入費・感震ブレーカー設置費・防災用品購入費など個人の防災対策への助成、防災メールによる情報発信

2. 御前崎市商工会の取組

- ① BCPに関する国や静岡県の実策の周知
国や静岡県の実策やBCP策定のための専門家派遣制度の支援制度について、巡回及び窓口相談時での周知を図っている。
- ② 専門家によるBCP策定に関する支援
御前崎市商工会で月1回実施している経営個別相談会において、BCP策定支援も実施しており、また、県商工会連合会の専門家派遣制度を活用したなかで、随時支援を行っている。
- ③ 職員の研修会参加
職員のBCPに関する知識や策定の支援能力の向上を図るために、各種団体等が主催する研修会への参加を促している。
- ④ 感染症に対する取組
「経営相談窓口」を開設し、経営の課題（資金繰り・補助金の活用）についての支援地域企業の状況を把握するためアンケートを実施している。

II. 課題

(1) 地域内商工業者に対する災害リスクの周知不足

市内で発生する災害リスク等については、事業所、職員もリスクに対して把握や認識がまだまだ不十分であり、御前崎市商工会としての情報発信が不足している。

(2) BCPに関する情報と支援不足

策定支援を進めていく専門家の指導や相談の機会はあるが、策定支援の相談事例はごく僅かである。特に、小規模事業者においては関心が低く、策定に取り組む意識も低く感じられ

る。BCPの必要性・目的について、まだまだ情報提供が少ない状況である。

(3) 関係機関との連携不足

災害時の情報提供やBCP策定支援の取組については、御前崎市商工会のみで実施できるものではなく、御前崎市や各関係機関と連携したなかで支援を実施していくことが必要となる。

(4) 御前崎市商工会の体制づくり

発災時に混乱なく復興支援を早期に実施するためには、商工会としてマニュアルを作成する必要がある。

Ⅲ. 目標

(1) 市内事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の重要性を周知する。周知方法として御前崎市商工会独自の啓発チラシを作成し、御前崎市商工会組織の部会、委託団体の会議のなかで配布する。また、窓口に啓発チラシを掲示するとともに、巡回時に啓発チラシを配布し説明を行っていく。

(2) 専門家や損保会社と連携し、事業者に対する事前対策としてのBCP策定、事業継続力強化計画の重要性を深めてもらうためのセミナー開催と損保会社代理店と連携して策定に向けた指導や助言を行う。

(3) 損保会社と連携し、現加入の保険内容で自然災害リスクに対応できるかを確認し、対応できる制度を損保会社と連携して事業所へ提案していく。

(4) 発災時の職員行動マニュアルと小規模事業者への支援体制マニュアルを作成する。

その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

御前崎市商工会は御前崎市と連携し以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和3年7月に締結した「災害時における御前崎市と御前崎市商工会の協力に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、情報を共有し発災時に混乱なく応急対策に取り組めるようにする。また、多発する自然災害など経営リスクから企業を守り事業継続を支援していく。

①【小規模事業者に対する災害リスクの周知】

ア 災害リスクの周知

御前崎市商工会組織の部会、委託団体の会議で、御前崎市商工会で作成した啓発チラシ、ハザードマップ、総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

また、巡回、窓口の相談時にも作成した啓発チラシを活用し、災害リスクや対策について説明する。

あわせて、大規模な地震が発生する恐れがある時に発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう説明する。

また自然災害に伴うリスクは、建物等の損害、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産等多岐にわたる。全国商工会連合会作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険や共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について加入の提案等を行う。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策等について事業者へ周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

イ BCP策定の支援

専門家や損保会社と連携し、BCP関連セミナーの開催により、策定の必要性、重要性を深めてもらい策定の支援を行う。

ウ 情報提供

御前崎市商工会発行の広報誌や商工会 LINE、Facebook を活用し、国や静岡県のホームページへのリンク、御前崎市の施策紹介（我が家の防災、御前崎市防災メール、御前崎市国土強靱化地域計画等）、リスク対策の必要性や損保保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。

エ 啓発セミナーの開催

専門家を招聘し小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施し、BCP計画の策定による実効性のある取組の推進や効果的な指導及び助言を行う。

②【御前崎市商工会自身の事業継続計画の作成】

職員が混乱なく、応急対策に取り組むために、全国商工会連合会で作成した「危機管理マニュアル」を利用し、「御前崎市商工会危機管理マニュアル」と「支援体制マニュアル」を令和4年度に作成する。

③【関係団体等との連携】

ア 静岡県商工会連合会や中東遠地区商工会との情報交換及び調整を図るとともに、全国商工会連合会と連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険株式会社と連携していく。

イ 東京海上日動火災保険株式会社と連携して、小規模事業者に災害リスクの周知を行うため、普及啓発セミナー等を開催する。

また、東京海上日動火災保険株式会社代理店とも連携し、現加入の保険内容で自然災害リスクに対応できるかを確認し対応できる制度を紹介する。

ウ 東京海上日動火災保険株式会社と連携して、小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画を策定するためのセミナーを開催する。

また、セミナー参加事業所に対し、保険代理店によるBCP策定支援、事業継続力強化計画の策定支援も行う。

東京海上日動火災保険株式会社

小規模事業者に対する自然災害等のリスク対策を支援するため、平成29年11月29日に「小規模事業者等に関するリスクマネジメント支援に関する協定」を締結した。

(締結内容)

BCP策定手法などのノウハウを研修会時に商工会経営指導員等へ提供し、会員事業所のリスク対策を支援していく。

④【フォローアップ】

ア 小規模事業者のBCP等取組状況の確認のため、御前崎市商工会で実施するアンケート調査内容にBCPに関する項目を設け策定状況等の把握に努める。

イ 職員による巡回訪問を通じ、国、静岡県、御前崎市の最新情報を提供するとともに、BCP計画等の取組状況を確認し計画の変更や計画策定に意欲のある事業者については、月1回の経営相談会への参加を促す。また、上記保険会社と連携を取りながら、必要に応じて専門家を招聘し支援にあたる。

⑤【当該計画に係る訓練の実施】

ア マグニチュード8クラスの地震が発生したと仮定し、御前崎市との連絡ルートの確認等を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

(2) 発災後の対策

自然災害等の発災時には、下記の手順で御前崎市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施の可否の確認

・発災後2時間以内に御前崎市商工会職員の安否確認を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否確認)

・大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を御前崎商工会と御前崎市で共有する。

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保(当会)	職員の避難	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 拠点内の安全エリアの設定 市内の避難経路の周知、確認 避難所までの経路確認
		職員の安否確認	発災直後	<ul style="list-style-type: none"> 職員の連絡網の整備(LINEグループ機能等を活用しながら確認)

			・安否確認ツールの導入
	設備緊急停止方法	発災直後	・緊急時の設備停止手順の周知確認

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
2 被害状況の把握 被害情報の共有 (当会)	被害状況の確認 当該情報の第一報を 市災害対策本部、県 商工会連合会に報告	発災後 24時間以内	・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信の方法の策定
3 その他(当会)	市等との各種調整	発災後随時	

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、御前崎市における感染症対策本部設置に基づき御前崎市商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

御前崎市商工会と御前崎市の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

<被害規模の目安として以下を想定>

被害規模	被害状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口を設置し相談業務 ・被害調査、経営課題の把握業務 ・復興支援策を活用するための支援業務
被害がみられる	<ul style="list-style-type: none"> ・市内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口を設置し相談業務 ・被害調査、経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	・特に行わない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

③ 情報共有

御前崎市商工会と御前崎市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1週間	1日に2回共有する
1週間 ～ 4週間	2日に1回共有する
4週間 ～ 2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	7日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統や連絡体制

- ・感染症の流行の場合は、御前崎市において設置される対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する基本方針と感染予防対策」を踏まえ、御前崎市商工会と御前崎市が共有した情報を県の指定する方法にて、御前崎市商工会または御前崎市より県へ報告する。

(4) 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援

①相談窓口の開設

- ・開設方法については御前崎市と相談する。(国の依頼を受けた場合は特別相談窓口設置)
- ・感染症流行時に相談窓口を設置する。

②被害状況の確認

- ・職員と商工会理事役員・14支部長(管内を14地区に分け支部組織を設けている)と連携して情報収集活動を行い、管内事業者の被害状況の詳細を確認する。

③情報提供

- ・応急時に有効な被災事業者向けの施策(国、静岡県、御前崎市等の施策)について、御前崎市商工会HPを活用して市内小規模事業者等へ情報を提供する。

(5) 市内小規模事業者に対する復興支援

①復興支援に係る方針の決定

- ・静岡県や御前崎市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を定め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・原子力災害リスク等により、地域内での相談窓口開設が困難な場合には、一旦地域外に拠点を移し、事態が収束した時点で協議を行い、拠点を再び御前崎市内に移す。

【地域外での拠点移転先】

静岡県商工会連合会へ協力要請を行い、移転先を調整する。

②人的支援要請

- ・被害規模が大きく御前崎市商工会職員だけでは対応が困難な場合においては、他地域からの応援派遣等を静岡県商工会連合会及び県と協議する。静岡県全体が被災した場合、全国商工会連合会を通じて、静岡県外他地域の商工会に支援人員応援の要請を行う。

③救援物資の調達

- ・御前崎市からの救援物資及び復旧資材の要請に対して、可能な限り対応し、物資等の需給のマッチングにより市内小規模事業者の事業継続を推進する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

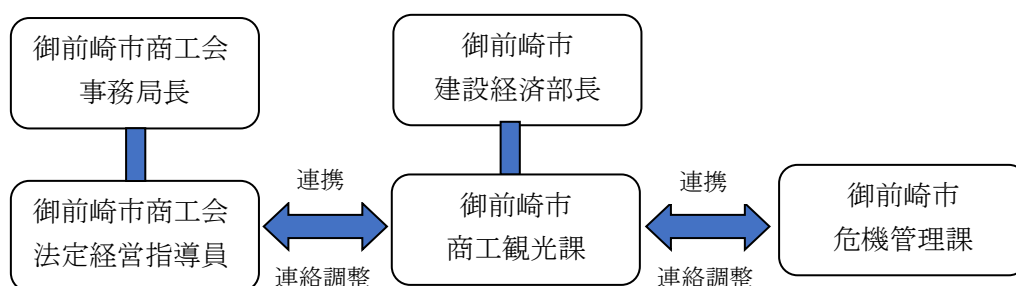
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 鈴木孝典（連絡先は(3) ①のとおり）

経営指導員 齋田和輝（連絡先は(3) ①のとおり）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し（年に一度行うものとする）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①御前崎市商工会

〒437-1612 御前崎市池新田 5484-1
TEL 0537-86-2146／FAX 0537-86-8969
e-mail info-omaezaki@hamaoka.or.jp

②御前崎市役所 建設経済部 商工観光課

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585
TEL 0537-85-1135／FAX 0537-85-1156
e-mail shokan@city.omaezaki.shizuoka.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	200	200	200	200
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣費	0	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、御前崎市商工業振興事業費補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 静岡県静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー13階 執行役員 静岡支店長 垣谷 直人 (代理店) エルアンドビー総合保険株式会社 御前崎市御前崎 103-56 代表取締役 植田 哲也
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知、損害保険の周知 ②BCP関連セミナーの開催 ③小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援（セミナー参加事業所等） ・保険代理店による個別支援
連携して事業を実施する者の役割
①災害リスク・対策の周知 ・パンフレット等の広報物の提供、無料安否確認ツールの提供 ②セミナー開催と講師派遣 ・セミナー参加者に対し、BCP策定などの取組みを啓発する。 ③代理店による個別支援 ・BCP策定、事業継続力強化計画認定支援を行う。 上記の事業連携により、事業者の意識変革とBCP策定などが可能となり、災害の被害を最小限に抑え、早期の事業継続を支援することができる。
連携体制図等
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 小規模事業者 事前対策・災害発生後の支援・復興支援 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 御前崎市商工会 </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 連携 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <連携内容> ①災害リスク・対策の周知 ②セミナー開催と講師派遣 ③代理店による個別支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 東京海上日動火災保険(株)静岡支店 エルアンドビー総合保険(株) </div> </div>